

平成21年1月に実施された表示方法改正のポイント

平成21年1月9日、「玄米及び精米品質表示基準」が改正され、お米の表示方法について、「原料玄米」欄の記載方法が変更されました。

単一原料米（産地・品種・産年が同一であり、かつ農産物検査等による証明を受けたものをいう。）の場合と、それ以外の原料米の場合では、記載方法が異なります。

なお、平成22年3月31日までは移行期間につき、従来の表示方法も可能です。

単一原料米の場合

従来

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	北海道	ななつぼし	20年産	100%

改正後

原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米		
	北海道	ななつぼし	20年産

使用割合の表示から、「単一原料米」の表記に変更

「使用割合」欄は削除

単一原料米以外のブレンド米（複数原料米）の場合

従来

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米			100%
	国内産			70%
	北海道	ほしのゆめ	20年産	30%
	秋田県	あきたこまち	20年産	

使用割合の表示は「%」から「割」に変更

改正後

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米			10割
	国内産			7割
	北海道	ほしのゆめ	20年産	3割
	秋田県	あきたこまち	20年産	

覚えておきたいお米の表示

包装されたお米の表示制度



「産地」・「品種」・「産年」は、農産物検査などにより証明を受けたものについて表示することができます。

表示には以下のような商品情報が詰まっています。

使用された原料玄米の産地、品種、産年、内容量、精米年月日や表示に責任を持つ販売者名などが表示されています。

すべてのお米に表示が義務づけられています。

お米を販売するすべての販売業者（販売業者に代わって表示を行う精米工場や消費者に直接米を販売する生産者も含まれます。）に表示義務があります。

09.03

お米の表示に関するご相談は、下記北海道農政事務所表示・規格課、又は最寄りの地域課までお問い合わせください。

北海道農政事務所	TEL	FAX	札幌市
表示・規格課	011 (642) 5490	060-0004	札幌市中央区北4条西17丁目19-6
地域第一課 (札幌)	011 (863) 6031	003-0029	札幌市白石区平和通2丁目北5-10
地域第二課 (函館)	0138 (26) 7800	040-0032	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎
地域第三課 (小樽)	0134 (23) 2535	047-0007	小樽市港町4-3
地域第四課 (旭川)	0166 (76) 1277	078-8506	旭川市宮前通東4155-31 旭川地方合同庁舎
地域第五課 (釧路)	0154 (23) 4401	085-0006	釧路市双葉町5-6
地域第六課 (帯広)	0155 (24) 2401	080-0016	帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎
地域第七課 (北見)	0157 (23) 4171	090-0017	北見市高砂町2-3
地域第八課 (岩見沢)	0126 (22) 3261	068-0825	岩見沢市日の出町24-9
地域第九課 (苫小牧)	0144 (32) 5345	053-0005	苫小牧市元中野町3丁目3-6
地域第十課 (士別)	0165 (22) 3143	095-0014	士別市東4条2丁目7-2
地域第十一課 (滝川)	0125 (22) 1511	073-0024	滝川市東町1丁目1-9



JAS法に基づくお米の表示



包装されたお米には、JAS法に基づく「**玄米及び精米品質表示基準**」に従い表示をしなければなりません。

一括表示事項

- 1 名称**
「うるち精米」(単に「精米」でも可。)、
「もち精米」、「玄米」又は「胚芽精米」と記載します。
- 2 原料玄米**
記載例によります。
- 3 内容量**
内容重量をキログラム又はグラムで記載します。
- 4 精米年月日**
精米は、精白した年月日を記載します。
玄米は、表示事項名を「調製年月日」に代え、調製した年月日を記載します。
また、異なる精米年月日や調製年月日のものを混合した場合は、**最も古い日付**を記載します。
- 5 販売者**
販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号を記載します。

単一原料米

(記載例)

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 北海道 ふっくりんこ 20年産		
内容量	5kg		
精米年月日	平成〇年〇月〇日		
販売者	〇〇米穀株式会社 北海道〇〇市〇〇 △-△-△ 電話番号 XX (XXX) XXXX		

※産年と精米年月日については、記載箇所を表示することで、枠外の別の箇所に表示することもできます。

検査証明を受けた単一原料米の原料玄米欄

原料玄米欄に「**単一原料米**」と記載し、証明を受けた**産地**、**品種**及び**産年**を併記することが義務づけられています。



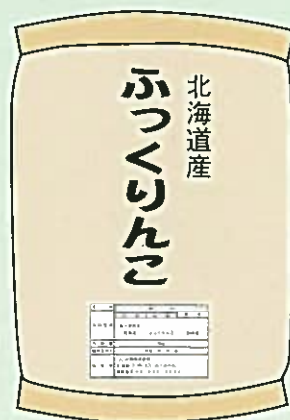
【産地表示について】

産地は、国産品にあっては都道府県名を記載することになっていますが、証明された事実に応じて、市町村名その他一般に知られている地名を記載することもできます。

【販売業者等について】

販売業者に代わって精米工場が表示をすることができます。この場合は、表示事項名を「**精米工場**」に代えます。

単一原料米の表示例



ブレンド米(複数原料米)

(記載例)

名称	精米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	北海道	ほしのゆめ	20年産	6割
	秋田県	あきたこまち	20年産	3割
	未検査米			1割
内容量	5kg			
精米年月日	平成〇年〇月〇日			
販売者	〇〇米穀株式会社 北海道〇〇市〇〇 △-△-△ 電話番号 XX (XXX) XXXX			

ブレンド米の内訳として、複数の原料を記載する場合は、使用割合が多い順に記載します。

ブレンド米の原料玄米欄

- 「複数原料米」などブレンド米であること、更に、国産品は「**国内産**」、輸入品は**原産国名**をその**使用割合**に併せて記載することが義務づけられています。
- また、ブレンド米の内訳として括弧を付して、
① 検査証明を受けた原料玄米を使用している場合には、その原料玄米の**産地**、**品種**及び**産年**の三つの項目の全部又は一部をそれぞれに対応する**使用割合**と併せて記載することができます。
② 未検査米を使用している場合には、産地、品種及び産年の表示はできませんが、「未検査米」及びそれに対応する**使用割合**を記載することができます。

ブレンド米の表示例



産地、品種及び産年の表示

- 未検査米は、表示できません。
- 検査証明を受けた原料玄米を使用している場合には、
① 原料の使用割合が**5割未満**の場合は、その**使用割合を表す用語**を産地、品種又は産年を表す用語の文字のうち、最も大きな文字と同程度以上の大きさで表示します。
② 原料の使用割合が**5割以上**の場合は、「**ブレンド**」等の文字を産地、品種又は産年を表す用語の文字のうち、最も大きな文字と同程度以上の大きさで表示します。

「新米」の表示

生産年の12月31日までに容器に入れられ、又は包装されたお米に限り表示することができます。

